

地域農業の将来について ともに考えていきましょう

～「人・農地プラン」を更新しました～

日本の農業が抱える、担い手の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加といった「人と農地の問題」を解決するため、この問題について地域全体で考えていきましょう。

■地域ごとに「人・農地プラン」を更新しました

人・農地プランとは、農業を営む集落・地域が抱える「人と農地の問題」を解決するため、集落・地域における話し合いによって、今後の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）や、中心となる経営体への農地の集め方、地域農業のあり方などについて決定する計画のことです。

市では、市内を10の地区に分け、平成24年9月に初めての「人・農地プラン」を作成しました。平成26年1月には、その内容を更新、充実させるための検討会を開催しました。

■佐野市内各地区の「人・農地プラン」の概要（平成26年1月現在）

地区名	中心 経営体数	中心以外 の経営体数	今後の取組事項
佐野	5	0	新規就農促進
植野	16	4	複合化、新規就農促進
界	8	2	複合化、新規就農促進
犬伏	5	0	複合化、高付加価値化など
堀米	3	1	複合化、新規就農促進
旗川	16	4	複合化、新規就農促進
赤見	9	0	新規就農促進
吾妻	13	0	複合化、高付加価値化など
田沼	13	11	複合化、高付加価値化など
葛生	5	51	複合化、高付加価値化など

「人・農地プラン」は
田沼庁舎本館2階の
農政課で閲覧できます



■耕作放棄地[※]の現状について～地域農業を支えるために～

農業は、人々の命を支える食べ物を生産する重要な役割を担っています。農作物を作るためには、適切に管理された農地が必要不可欠です。しかし近年、耕作を行わずに荒地となってしまった農地が増加しています。そのような農地は放っておくと荒廃農地[※]となり、農地に簡単に戻せなくなるだけでなく、近隣農地にまで影響を及ぼし、害虫や有害鳥獣のすみかとなります。

地域農業の担い手となる農業者の高齢化や後継者不足など、耕作放棄地化にはさまざまな要因があり、「非農家が農地を相続した際に、適切な管理が行えずに耕作放棄地化する」というケースも問題になっています。

人・農地プランは地域の担い手となる農業者への農地集積に協力する方に対し支援を行うことを目的の一つとしています。農地は持っているが耕作を行わないという方は、地域農業を支えるために農地を貸し出すことを検討してみてもはいかがでしょうか。

※耕作放棄地とは、以前は耕作していたが、現在耕作がされておらず、今後も耕作や管理をする見込みがない農地のこと。

荒廃農地とは、耕作の放棄によって荒廃し、通常の作業では容易に耕作を再開できなくなっている農地のことを指します

「人・農地プラン」に名前を載せるメリット

人・農地プラン

集落・地域における話し合いによって

- 今後の中心経営体はどこか
- 中心経営体にどうやって農地を集めるか
- 中心経営体とそれ以外の農業者(兼業・自給的農家)を含めた地域農業のあり方

などを決めます。プランは必要な部分から始めて、順次拡大していくことで構いません。

また、一旦プランを決めても

- 新規就農者が新たに出た時
- 集落営農・法人を立ち上げ、中心となる経営体となるとき
- 耕作をやめ、全ての農地を貸そうとするとき

などは、見直すことができます。

人・農地プランに名前が載ることによって受けられる支援

新規就農者への支援

青年就農給付金(経営開始型)

経営リスクを負っている新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間を支援します。

給付額:150万円/年
(最長5年間)

- 給付を受けるための主な要件
- ・就農時の年齢が原則45歳未満で、独立・自営就農(農地・機械等を自ら所有・貸借し、出荷・取引や経営収支も本人名義など)
 - ・就農後の総所得が250万円未満
 - ・生活保護等の国の生活費給付を受けていない など

農地集積への支援

出し手に対する支援(農地集積協力金)

農地を出すこと(利用権設定など)への踏み切りを支援します。

①経営転換協力金

耕作をやめ農地の全部を貸し出す、または経営部門の縮小のために農地の一部を貸し出す際に支援金を交付します。

[貸付等の面積]	[交付単価]
0.5ha以下	: 30万円/戸
0.5ha超2ha以下	: 50万円/戸
2ha超	: 70万円/戸

- ・交付対象者は、経営所得安定対策の加入者である必要があります
- ・交付対象者は佐野市農業公社などへの10年以上の白紙委任が必要です
- ・交付単価は市町村への交付単価です

②分散錯圃解消協力金

受け手が耕作している農地に隣接する農地を貸し出す際に支援金を交付します。

[交付単価] 2万円/10a

中心経営体などへの支援

スーパーL資金の金利負担軽減

スーパーL資金について、貸付当初5年間の金利負担を軽減します。

[対象者] 認定農業者
[借入限度額] 個人:1.5億円 法人:5億円
[償還期限] 25年以内(うち据置期間10年以内)

経営体育成支援事業

地域の中心経営体などに対し、農業用機械などの導入を支援します。

[補助率] 融資残額(3/10上限)
※詳細未定ですが、例年2月~3月に要望調査があります。希望される方は早めにご相談ください

支援を希望する方、詳細を知りたい方は下記までご相談ください。特に以下に該当する方で、青年就農給付金や農地集積協力金を希望する方は、必ず連絡をお願いします。

- ①これから農業を始めようと思っている方
- ②独立・自営就農時の年齢が原則45歳未満で、農業経営者となることに強い意欲を有している方
- ③地域の中心担い手として農地を集積し、規模を拡大していきたい方
- ④規模縮小や離農を考えていて、農地を貸し出したい方

農政課・佐野市農業再生協議会 田沼町974-1 (田沼庁舎本館2階) ☎(61)1162

